

令和6年度 男鹿市就業資格取得支援助成金のご案内

男鹿市では、市内に在住する求職者（現在職に就いていない方）や学生の方、市内事業所に勤務する方、個人事業主の方に対し、就業や仕事をするうえで有利となる資格の取得に必要な費用の一部を助成しています。

【対象者】（※以下全てを満たす方）

- ①市に住所を有する方 ②市税などの滞納がない方
- ③以下のいずれかに該当する方
 - ・公共職業安定所または教育機関を通じた求職活動を行っている方
 - （※資格取得前に正規雇用となる就職先が決定した際は対象外となります）
 - ・市内事業所に勤務する正規雇用者、非正規雇用者の方 ・個人事業主である方
- ④助成金交付後、5年間は市内に在住する見込みのある方

【対象資格】

令和7年3月31日までに取得可能なもののうち、以下のいずれかを満たすもの。

- i. 公共職業安定所または教育機関を通じた求職活動を行っている方、非正規雇用者の方
⇒就業機会の拡大に役立つ資格または免許
※普通・準中型自動車免許、普通・大型二輪免許、ほか入門的・趣味的なものを除く
- ii. 正規雇用者の方、個人事業主の方
⇒仕事に役立つ資格または免許
※建設、介護・福祉、旅客・貨物運輸、IT・デジタル業に関連するものに限る

【対象費用】

- ①講座等の受講費用（教材費含む）
- ②受験費用 ③資格の登録費用
- ④資格取得に要した旅費（高校生で県外旅費に限る）

【助成金額】

対象費用の半額

(1,000円未満切り捨て・上限5万円)

1資格のみの助成です。

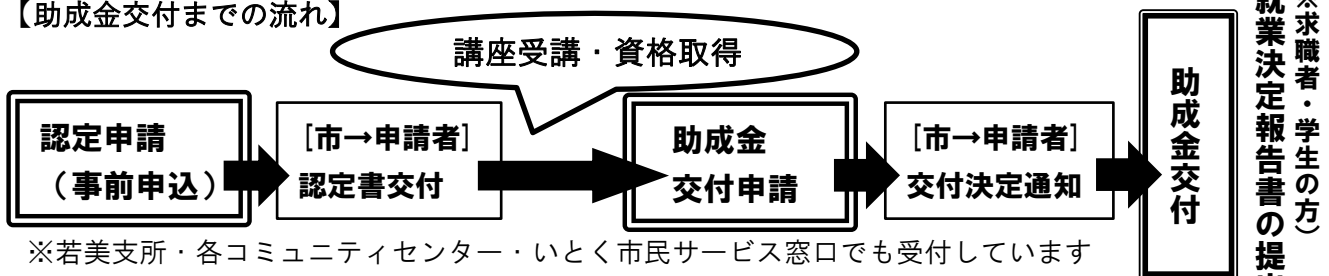
※対象費用①から④は、資格を取得した場合に対象となります。

■資格の種類によっては助成金の対象外となる場合もありますので、

受講等の申し込み前にご確認ください。資格が対象となる内容であるか等を審査するため、男鹿市就業資格取得支援認定申請書（様式第1号）を事前に提出いただきます。

■予算額到達の時点で受付を終了します。

【助成金交付までの流れ】



※若美支所・各コミュニティセンター・いつく市民サービス窓口でも受付しています
(若美コミュニティセンターを除く)

担当

男鹿市役所 男鹿まるごと売込課

エネルギー・商工港湾班 天野

TEL

0185-24-9143

★(※求職者・学生の方)
就業決定報告書の提出